

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 204	
地域名 (地域内農業集落名)	下豊浦東町 (下豊浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区の農地面積の約78%は(合)東町ふぁーむが管理している。法人の構成員も高齢となり人材の確保が難しいが、引き続き確保に努める。他の認定農業者も一人を除いて高齢となっているのが現状である。
 ・水田間の畦畔除去を進め圃場の拡大をしていく。
 ・作業の効率化を進め技術等の習得に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・法人においては米、麦、大豆、野菜(葱、にんにく、とうもろこし等)をしているが他の作物が見つからない。野菜については人手がかかる為、現状での栽培を維持していきたい。今後は転作田での収量増に努めていきたい。スマート農業における人材の確保。
 ・認定農業者は現状を維持(米、麦、大豆)していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・東町の中では法人、認農2名(他1名は大中)で個人農業者はありません。下豊浦として集積に努力する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・できるだけ農地中間管理機構を通じ集約化に向け農地の賃借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・整備は進めているが圃場を纏めていき畦畔除去等を行う。暗渠排水未整備圃場の整理を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・人材の確保については地主等に参画協力の要請
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・大豆刈取りと出荷、WCSの刈取り等は外部委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業、堆肥の投入で減肥料に取り組んでいる。
- ⑨wcs圃場への牛糞堆肥の投入。